

大仙総契－２４
平成２７年４月２０日

各部局課所長様

大仙市総務部長

入札参加資格確認時における配置（予定）技術者の資格確認の取扱い
の見直しに伴う入札契約関係要綱の改正について（通知）

これまで、市工事の発注においては、配置（予定）技術者の資格確認書類として、技術検定合格証明書の写しの提出を求めてきたところです。しかし、国においては、建設業法に基づく技術検定合格者の確認方法について、技術検定合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとし、各都道府県等においても同様の取扱いとするよう、国土交通省大臣官房技術調査課長から「建設業法に基づく技術検定合格者の確認について」（平成２７年１月８日国官技第２０８の２号。以下「国通知」という。）により要請があったところです。

国通知を踏まえた市発注工事の配置技術者の資格確認の取扱いの見直しに伴い、市発注工事に係る入札契約関係要綱を改正しましたので、お知らせします。

（留意事項）

- 1 市発注工事の入札参加資格確認時における配置技術者の資格確認に関して、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者が合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格通知書を確認することで足りることとします。
- 2 改正後の入札契約関係要綱の規定は、平成２７年４月２０日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用します。

担当：大仙市総務部契約検査課入札契約班